

# 市長への手紙

## 皆さんの声を市政へ

問い合わせは 市政発信課 ☎027-898-6644

「市長への手紙」は市民参加の市政を推進するために、市民の誰もが市政に提言できる制度。寄せられた手紙は市長と担当部課で内容を検討し、希望者には市長がお返事します。ここでは、これまでにお寄せいただいた提言や実現例などを紹介します。

### ■大渡体育館の分煙

**Q** トレーニングルームを利用しているときに、館外にある喫煙所からタバコの煙が入ってきます。健康のためにトレーニングに通っているのですが、分煙を徹底してください。

**A** 市民の健康増進のため、喫煙所の場所を移動しました。

### ■竜巻への対処方法の指導

**Q** 最近、竜巻注意報が多く発せられているので、子どもたちに竜巻への対処方法を十分指導してください。

**A** 県教育委員会が本年度作成したマニュアルをもとに、竜巻や突風に対する具体的な対応を指導し、緊急時には安全な行動がとれる子どもたちを育成していきます。

### ■バス路線

**Q** バスの本数が少なく料金も高く感じます。また、自宅付近にバス停が無い場合もあります。高齢になると自動車の運転も難しく、買い物も不便になります。バス路線を充実させてください。



**A** 現在、既存のバス路線や鉄道などの公共交通が行き届かない地域や、移動が困難な人々への対策として、利用者が予約すると区域を限定して乗降が可能な乗合バスなどの研究や、タクシーを活用した社会実験の実施など、新たなデマンド型公共交通手段の確保に向けて取り組んでいます。

### ■広報まえばし

**Q** 広報紙の表紙がうるさすぎたり、特集記事の掘り下げが足りないと感じたりする場合があります。もっと品格のある広報紙づくりをお願いします。

**A** 広報まえばしは市民との重要なコミュニケーションツールです。生きた言葉で市民の皆さんに語りかけるような編集に努めます。

### ■料理人の誘致

**Q** 「食」は都市のイメージ形成に影響を与えます。独立心旺盛な料理人を招き、中心市街地に出店してもらえば、前橋の「食」のレベルも上がり、中心市街地の活性化にもなるのではないのでしょうか。

**A** 中心市街地への出店支援や創業支援などを拡充し、提案を参考に、ターゲットを絞った効果的・効率的な制度のPRをしていきます。

## 市政に関する建設的な意見や提言、アイデアなどをお待ちしています

### ●専用ハガキで

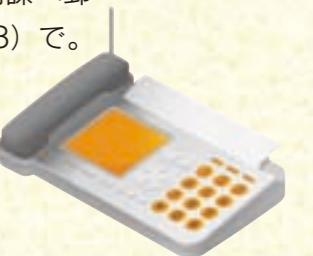
市役所や各支所・市民サービスセンターなど市内58カ所に設置してある専用ハガキで市役所市政発信課へ郵送。

### ●その他の用紙などで

「市長への手紙」と記入し、同課へ郵送かファクス（027-224-1288）で。

### ●本市ホームページで

「市長への手紙」で検索してください。



## 軽自動車の税率が変わります

問い合わせは 市民税課 ☎027-898-5842

軽自動車税は4月1日現在の所有者に課税される税金です。税制改正で、来年度から軽自動車税の税率が変わります。

### ■原動機付自転車など

原動機付自転車（125cc以下のバイク）・小型特殊自動車（農耕用など）・二輪の小型自動車・軽二輪・雪上車は、来年度から表1のとおり新しい税率になります。

### ■軽四輪車など

軽四輪車などは、来年4月1日以降に新規登録された車両は、表2の②のとおり新しい税率になります。なお、それ以前に新規登録された車両は、登録から13年が経過するまでは、表2の①のとおり現行税率のままです。

### ■13年以上の車両は税率が高く

環境への負荷の軽減を図るため、新規登録から13年以上経過した車両は、平成28年度から表2の③のとおり重課税率が適用になります。ただし、電気

軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、ガソリンハイブリッド軽自動車、被けん引車などは対象外です。新規登録した年月は、車検証記載の「初度検査年月」で確認してください。

表1 原動機付自転車などの税率

車種	平成26年度まで	平成27年度から
原動機付自転車	50cc以下	2,000円
	50cc超90cc以下	2,000円
	90cc超125cc以下	2,400円
小型特殊自動車	ミニカー	3,700円
	農耕用	2,400円
	その他	5,900円
二輪の小型自動車	250cc超	6,000円
軽二輪・雪上車	二輪(125cc超250cc以下)、被けん引車(二輪)、雪上車	3,600円

表2 軽四輪車などの税率

車種	① 平成27年3月31日までに新規登録	② 平成27年4月1日以降の新規登録※	③ 新規登録から13年経過(重課税率)	
			新規登録から13年以内	平成28年度から
軽自動車	三輪	3,100円	4,600円	
	四輪以上	乗用・自家用	7,200円	12,900円
		乗用・営業用	5,500円	8,200円
		貨物・自家用	4,000円	6,000円
		貨物・営業用	3,000円	4,500円

※平成27年4月2日以後に新規登録した車両は、平成27年度は課税されません。

### 原動機付自転車などにご当地ナンバーを



本市の地域の活性化や観光振興のため、原動機付自転車や小型特殊自動車（農耕用車両など）のご当地ナンバープレートを交付しています。現行のナンバープレートを持っている人も無料でご当地ナンバープレートに交換できます。

なお、交換するときは自賠責保険の切り替え手続きが必要になる場合があります。詳しくは加入している保険会社に問い合わせください。

**用意するもの**（新規）印鑑、販売証明書か譲渡証明書、譲渡の場合は廃車申告受付書など車台番号を確認できるもの（現行のものとの交換）使用中のナンバープレート、標識交付証明書、印鑑（使用者と所有者が異なる場合は両者の印鑑）